

## 指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和4年度		
施設名	秋田県営十和田観光宿泊センター	設置年	平成 9 年
所在地	鹿角郡小坂町十和田湖西湖畔		
指定管理者	十和田ホテル株式会社		
県所管課	観光戦略	課	観光地域マネジメント推進 チーム

### 1 施設の概要

設置目的	恵まれた自然の中で県民が自由時間を利用して行う観光レクリエーション活動のための利便の増進を図り、ゆとりのある県民生活の実現に寄与するとともに、県内外の交流を促進し、地域の活性化を図る。					
県の施策上の施設の位置付け	新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における、当該施設の位置付け・目標 人口減少の進行やデジタル技術の進展等のほか、コロナ禍により旅行ニーズの個人化・個性化が一層強まるなど、観光を取り巻く環境が大きく変化している中、自立した稼ぐ観光エリアの形成に向けた地域観光を担う施設 新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として、当該施設に求められているもの 旅行者の多様なニーズに応じたサービスの提供					
施設の面積	敷地面積17,538.60㎡、延床面積7,786㎡					
主な設置施設	客室、レストラン、宴会場、浴場など					
指定管理業務の内容	料金制	有 <input checked="" type="radio"/> 利用料金併用制 ・ <input type="checkbox"/> 完全利用料金制		無（指定管理料制）		
	料金設定	別紙				
	サウンディング実施対象施設※	<input type="radio"/>	←○、×を記入			
	指定期間	R3.4.1	～	R8.3.31		
	営業期間・時間	秋田県営十和田観光宿泊センターに関する次の業務 ①管理運営業務②施設設備維持管理業務 ③企画運営業務④事務処理業務				
自主事業の内容	無し					
直近3年の年間利用者数	R2	6,382人	R3	8,063人	R4	7,696人
直近3年の年間料金収入	R2	129,394千円	R3	175,715千円	R4	174,541千円
直近5年の収支決算（単位：千円）	H30	R元	R2	R3	R4	
収入計	250,069	253,220	145,131	189,192	174,834	
利用料収入	249,971	253,106	129,394	175,715	174,542	
指定管理料						
その他収入	98	114	15,737	13,477	292	
支出計	251,964	249,733	165,199	188,827	196,272	
人件費	89,519	84,732	69,476	71,227	67,638	
人件費以外	162,445	165,001	95,723	117,600	128,634	
差引	▲ 1,895	3,487	▲ 20,068	365	▲ 21,438	

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前にサウンディング（官民対話）を実施する。

## 2 観点ごとの評価

### (観点I) 施設の設置目的(施設の目指す姿)の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

※協定書に記載した運営方針・施設の利用目標を記載  
(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和4年度の目標	宿泊者数 10,300人
----------	--------------

○指定管理者による実績報告

直近3年の実績	年度	R元年度	R2年度	R3年度
	目標	14,500	13,200	11,300
実績	13,098	6,382	8,063	
達成率	90.3%	48.3%	71.4%	
令和4年度の実績	実績	7,696	達成率	74.7%
	具体的な取組とその効果	「秋田を旅しようキャンペーン」を活用したプランの造成、新聞広告やホームページ等での高付価値商品や旅行代理店への営業活動などを行ったものの、8月の大雨影響で周辺道路が通行止めになり、予約キャンセルが相次ぎ前年比94.7%の達成率となった。		
令和5年度の目標(設定根拠)	目標	10,000人		
	設定根拠	前年の利用者状況等を勘案し利用者人数目標を勘案したが、その中で利益の最大化を図るため、高付価値商品販売による消費単価アップ、生産性の向上を推進する。		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

### (観点I) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	C	
県(所管課)	C		

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

## (観点Ⅱ) 施設の有効性(利用者の満足度)の向上に関する取組

### 【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度の状況 (直近3年)	R元年度		R2年度	R3年度
	90.4%		92.5%	92.9%
令和4年度の実績	実績	92.1		
	具体的な取組とその効果	利用者アンケートによる評価を集計し毎日点検を行い、改善が必要な内容には対策を講じ92%を超える満足度となった。		

## (観点Ⅱ) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
		指定管理者	A
	県(所管課)	A	

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：満足度80%以上 B：A及びC以外 C：満足度60%未満

## (観点Ⅲ) 効率性の向上等に関する取組

### (1) 経費の低減

#### 【ポイント】

施設の管理運営(指定管理業務)に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	経費の低減実績	前年より人件費▲3,589千円、水道光熱費7,683千円増。
	具体的な取組とその効果	従業員のマルチタスクを一部実施し、電気の消灯をこまめに実施するなど職員一同が経費削減に努めたが、燃料価格高騰による水道光熱費が大幅に増加した。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

### (2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

#### 【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	収入の増加実績	前年より1,172千円の減。
	具体的な取組とその効果	「秋田を旅しようキャンペーン」を活用したプランの造成、新聞広告やホームページ等での高付価値商品や旅行代理店への営業活動を行ったものの、8月の大雨の予約キャンセルの影響が大きく前年収入を下回った。

**(観点Ⅲ) の評価**

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	
	県 (所管課)	B	

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B：A、C以外

C：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

**(観点Ⅳ) 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組**

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和4年度 の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>○人員配置 施設の管理運営に必要な人員を配置しており、サービス提供に支障は生じていない。</li> <li>○職員の資質向上 定期的に防災、衛生に関する研修を行っている。</li> <li>○地域や関係団体等との連携 十和田湖西湖畔清掃など地域の自治会と連携を図っている。</li> <li>○安全対策 施設の点検結果から、必要に応じて修繕を行い、利用者が常に安全に利用できる状態を保っている。</li> <li>○危機管理等 事故防止マニュアル等及び緊急時連絡体制を整備している。</li> </ul>
--------------	---

**(観点Ⅳ) の評価**

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	B	実績報告に記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務は適正に行っている。現在は深刻な人材不足状況であり、今後の経営に関して不安材料があることから改善策を検討する。
	県 (所管課)	B	国登録有形文化財の維持管理や指定管理業務を適正に行っているほか、十和田湖周辺の関係団体と連携し地域活動等を実施するなど、公の施設にふさわしい管理運営を行っている。

【評価基準】 A：順調（改善点なし）、B：概ね順調（重大な問題点なし）、C：改善が必要（重大な問題点あり）

県（所管課）の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

## 【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

○県の施策の達成状況 十和田湖の観光拠点として多くの観光客を集めており、周辺地域への誘客にも寄与している。また、国登録有形文化財、近代化産業遺産を有しており、その維持管理に努めている。
○施設運営の課題 ・1997年に建設されてから26年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、各種設備等の修繕を計画的に実施していく必要がある。
○今後の方向性 (県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等) ・利用者の安全や利便性の向上を図るための施設修繕を実施し、引き続き、十和田湖地域の観光拠点施設として周辺地域への誘客を図る。

## 【外部有識者委員会による評価（提言）】

※外部有識者委員会の評価対象となる約20施設について記載

評価（提言）
○施設の管理運営状況について (（観点Ⅰ）～（観点Ⅳ）に対するコメントを記載)
○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)

## 【外部有識者委員会による評価（提言）を踏まえた今後の対応方針】

今後の対応方針
指定管理者 (施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)
県所管課 (県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)

(09十和田ホテル) 指定管理者制度導入施設評価票 別紙 (料金表)

4 秋田県営十和田観光宿泊センター

(1) 客室

ア トップシーズン

区分					利用料金の額	
客室	A	宿泊	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	2人で使用する場合	6,810円
					3人で使用する場合	5,710円
					4人で使用する場合	4,610円
					一般	1人で使用する場合
				2人で使用する場合	12,860円	
				3人で使用する場合	10,660円	
				4人で使用する場合	8,460円	
			B	小学校児童及び中学校生徒	2人で使用する場合	7,360円
	3人で使用する場合	6,260円				
	4人で使用する場合	5,160円				
	一般	1人で使用する場合			20,260円	
		2人で使用する場合		13,960円		
		3人で使用する場合		11,760円		
		4人で使用する場合		9,560円		
	C	小学校児童及び中学校生徒		2人で使用する場合	9,010円	
			3人で使用する場合	7,910円		
4人で使用する場合			6,810円			
5人で使用する場合			5,710円			
一般		2人で使用する場合	17,260円			
		3人で使用する場合	15,060円			
		4人で使用する場合	12,860円			
		5人で使用する場合	10,660円			
D		小学校児童及び中学校生徒		2人で使用する場合	9,560円	

			3人で使用する場合	8,460円
			4人で使用する場合	7,360円
			5人で使用する場合	6,260円
			6人で使用する場合	5,160円
		一般	2人で使用する場合	18,360円
			3人で使用する場合	16,160円
			4人で使用する場合	13,960円
			5人で使用する場合	11,760円
			6人で使用する場合	9,560円
E	小学校児童及び中学校生徒		2人で使用する場合	5,710円
		一般	3人で使用する場合	4,060円
			1人で使用する場合	17,260円
			2人で使用する場合	10,660円
			3人で使用する場合	7,360円
F	小学校児童及び中学校生徒		2人で使用する場合	8,460円
		一般	3人で使用する場合	6,810円
			2人で使用する場合	16,160円
			3人で使用する場合	12,860円
G	小学校児童及び中学校生徒		2人で使用する場合	7,910円
		一般	3人で使用する場合	6,260円
			2人で使用する場合	15,060円
			3人で使用する場合	11,760円
特別室	小学校児童及び中学校生徒		2人で使用する場合	14,680円
			3人で使用する場合	13,580円
			4人で使用する場合	12,480円
			5人で使用する場合	11,380円

		一般		2人で使用する場合	26,400円
				3人で使用する場合	24,200円
				4人で使用する場合	22,000円
				5人で使用する場合	19,800円
		小学校児童及び中学校生徒		2人で使用する場合	12,310円
		一般		2人で使用する場合	21,660円

備考

- この表における「トップシーズン」とは、4月26日から5月5日まで、7月26日から8月30日まで、10月4日から11月2日までの期間をいう。
- この表における「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 客室を使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- この表に定める区分のほか、「企画料金」として、企画商品の種類に応じて、指定管理者が別に定めることとする。

イ レギュラーシーズン

区分					利用料金の額	
客室	A	宿泊	小学校児童及び中学校生徒	1人1泊につき	2人で使用する場合	4,610円 (5,710円)
					3人で使用する場合	3,510円 (4,610円)
					4人で使用する場合	2,410円 (3,510円)
			一般		1人で使用する場合	11,760円 (14,050円)
					2人で使用する場合	9,560円 (11,760円)
	B		小学校児童及び中学校生徒		3人で使用する場合	7,360円 (9,560円)
					4人で使用する場合	5,160円 (7,360円)
					2人で使用する場合	5,160円 (6,260円)
					3人で使用する場合	4,060円 (5,160円)
					4人で使用する場合	2,960円



			(4,060円)
		一般	1人で使用する場合 12,860円 (15,060円)
			2人で使用する場合 10,660円 (12,860円)
			3人で使用する場合 8,460円 (10,660円)
			4人で使用する場合 6,260円 (8,460円)
	C	小学校児童及び中学校生徒	2人で使用する場合 5,710円 (6,810円)
			3人で使用する場合 4,610円 (5,710円)
			4人で使用する場合 3,510円 (4,610円)
			5人で使用する場合 2,410円 (3,510円)
		一般	2人で使用する場合 11,760円 (13,960円)
			3人で使用する場合 9,560円 (11,760円)
			4人で使用する場合 7,360円 (9,560円)
			5人で使用する場合 5,160円 (7,360円)
	D	小学校児童及び中学校生徒	2人で使用する場合 6,260円 (7,360円)
			3人で使用する場合 5,160円 (6,260円)
			4人で使用する場合 4,060円 (5,160円)
			5人で使用する場合 2,960円 (4,060円)
			6人で使用する場合 1,860円 (2,960円)

		一般	2人で使用する場合	12,860円 (15,060円)
			3人で使用する場合	10,660円 (12,880円)
			4人で使用する場合	8,460円 (10,660円)
			5人で使用する場合	6,260円 (8,480円)
			6人で使用する場合	4,060円 (6,260円)
E		小学校児童及び中学校生徒	2人で使用する場合	3,510円 (4,610円)
			3人で使用する場合	1,860円 (2,960円)
		一般	1人で使用する場合	10,660円 (12,860円)
			2人で使用する場合	7,360円 (9,560円)
			3人で使用する場合	4,060円 (6,260円)
F		小学校児童及び中学校生徒	2人で使用する場合	6,260円 (7,360円)
			3人で使用する場合	4,610円 (5,710円)
		一般	2人で使用する場合	12,860円 (15,060円)
			3人で使用する場合	9,560円 (11,760円)
G		小学校児童及び中学校生徒	2人で使用する場合	5,710円 (6,810円)
			3人で使用する場合	4,060円 (5,160円)
		一般	2人で使用する場合	11,760円 (13,960円)
			3人で使用する場合	8,460円 (10,660円)

特別室	小学校児童及び中学校生徒	2人で使用する場合	11,210円 (12,310円)	
		3人で使用する場合	10,110円 (11,210円)	
		4人で使用する場合	9,010円 (10,110円)	
		5人で使用する場合	7,910円 (9,010円)	
		一般	2人で使用する場合	19,370円 (22,780円)
	一般	3人で使用する場合	18,360円 (20,560円)	
		4人で使用する場合	16,160円 (18,360円)	
		5人で使用する場合	13,960円 (16,160円)	
		小学校児童及び中学校生徒	2人で使用する場合	9,560円 (10,660円)
		一般	2人で使用する場合	20,310円 (19,460円)

備考

- この表における「レギュラーシーズン」とは、「トップシーズン」を除く期間をいう。
- この表における「小学校児童及び中学校生徒」には、これらの者に準ずる者を含むものとする。
- 客室を使用する場合において、小学校に入学する前の者が別に宿泊用具を使用するときは、当該者を小学校児童とみなす。
- この表における括弧内の利用料金の額は、日曜日の前日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日の前日に使用する場合に適用する。
- この表に定める区分のほか、「企画料金」として、企画商品の種類に応じて、指定管理者が別に定めるものとする。

(2) 会議室

区分	使用の単位	利用料金の額
会議室	2分の1室1時間につき	1,375円
	1室1時間につき	2,750円

備考 使用時間が1時間未満であるとき又はその使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。